

市民憲章運動推進用備品の貸し出しにあたりまして

わたしたちのふるさと宇都宮を、より明るく心のふれあう住みよいまちにしていくなめには、わたしたち市民一人ひとりがお互いの幸せを願い、希望をもって明日をめざすまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そのためには、わたしたち自身が地域に愛着を感じ、温かい人間関係が通じ合う連帯意識に結ばれた精神（こころ）の規範が必要です。

このため、昭和55年4月に市民共通の心のよりどころ、また、将来の宇都宮市づくりの柱として「宇都宮市民憲章」が制定されました。

この「宇都宮市民憲章」は前文と本文で構成され、前文では市のおいたちと制定の趣旨、実践の誓いが述べられ、本文では市民の心構えとまちづくりの指針となるべき、3つの理念が明確に記されています。

この「宇都宮市民憲章」の基本理念である「明るく、楽しく、美しいまちづくり」の実現には、地道な活動と長い歳月が必要ですが、この憲章の趣旨を理解し、わたしたち一人ひとりが市民として責任と自覚を持ち、新しい時代にあったまちづくりを進めていかなければなりません。

市民憲章運動推進用備品の貸し出しにあたり、地域の行催事で、この備品が市民憲章運動の推進の担い手となる皆様のより効果的な企画、運営の一助となれば幸いに存じます。

また、行催事の開会式典等におきまして、「宇都宮市民憲章」の唱和などの啓発運動推進にご協力をお願いいたします。

市民憲章を唱和しよう！

宇都宮市民憲章

宇都宮市は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、
二荒の森を中心に栄えてきたまちです。
このふるさとに誇りをもち、みんなの力で豊かな未来を築くため、
市民の誓いを定めます。

- 1 健康で、心のふれあう明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、活気あふれる楽しいまちをつくります。
- 3 学ぶことを大切にし、文化の薫る美しいまちをつくります。

宇都宮市民憲章推進協議会

備品貸出Q & A

- どんな時に借りることができますか？
⇒自治会，子供会等が主催する地域行事のときに利用できます。
- 借りるにはどのような手続きが必要ですか？
⇒使用日が属する月の3ヶ月前の初日から，窓口か電話で予約申込をして下さい。ただし，その日が土曜・日曜・祝休日にあたる場合はその翌日になります。
※自治会等以外の団体・事業者は1か月前の初日から（自治会，子供会等，地域が一緒に参加する行事に限る）
- 受付方法は？
⇒受付は**市役所10Fみんなでまちづくり課（TEL632-2884）**へお願いいたします。
窓口で，備品使用申込書に必要事項を記入していただき，使用料納付後，領収書をお渡します。領収書は貸し出しの際の物品の確認に使用しますので，貸し出し日に持参してください。（取り消し・変更の場合は，早めにご連絡ください。）
- どのような備品がありますか？
⇒備品一覧表をご覧ください。
- 利用料はいくらですか？
⇒備品によって，規定の料金がかかります。詳しくは，備品一覧表をご覧ください。
- 貸出と返却の方法は？
⇒貸し出しは，利用日の前日の午後1時から5時15分の間に，返却は利用日の後日の午前8時30分から正午の間にお願いします。ただし，土曜・日曜・祝休日は除きます。（洗たく，乾燥が必要なものは別途相談）
貸出期間は，原則として5日以内で，第3者への貸し出しは禁止です。
貸出・返却場所は，市役所本庁舎の南側付近（地下1階警備員室南側）です。到着したら，みんなでまちづくり課（TEL：632-2884）までご連絡ください。
- 備品使用の際に注意点などありますか？
⇒以下の点にご注意ください。
- ・ 使用申込書に記入した事項以外の使用はご遠慮ください。
 - ・ 取扱説明書をよく読んでご使用ください。
 - ・ **次に使用する人が気持ちよく使用できるよう，十分に清掃して返却してください。**
- ※備品を破損した場合には，修理にかかった費用をご負担いただくことがありますので大切に使用してください。使用上お気づきの点は，係員にお知らせください。

貸出備品一覧表

(R7.4.1 現在)

備品名	数量	金額（円）	備品名	数量	金額（円）
綿菓子機（電動）	1	500	かまど	1	50
氷かき（電動）	1	1,000	お釜（3升）	2	150
なべ（大60cm）	1	150	セイロ（ふた付き）	2	100
なべ（小51cm）	1	100	消毒器	3	1,000
紅白幕（180cm×900cm）	5	100			